

## 第14回米原市男女共同参画審議会次第

令和3年8月20日(金) 10時～11時  
米原市役所4階 会議室4A

1 市長あいさつ

2 諮問「第4次米原市男女共同参画推進計画の策定について」

3 会長あいさつ

4 審議事項

(1) 第3次米原市男女共同参画推進計画における進行管理について 資料2

(2) 第4次米原市男女共同参画推進計画の策定について

① 各種調査の調査結果について 資料3

(市民意識調査、自治会実態調査、事業所実態調査)

② 第4次米原市男女共同参画推進計画策定に向けた課題の検討について

5 その他

○令和3年度 きらめき人権講座 チラシ

6 閉会 (11:00)

<資料一覧>

事前 配布	資料 番号	配 布 資 料
	1	米原市男女共同参画審議会委員名簿
○	2	第3次米原市男女共同参画推進計画における進行管理について
○	3	第4次米原市男女共同参画推進計画の策定について ① 各種調査の調査結果について (市民意識調査、自治会実態調査、事業所実態調査)
○	3	第4次米原市男女共同参画推進計画の策定について ② 第4次 米原市男女共同参画推進計画策定に向け た課題の検討について
		令和3年度きらめき人権講座

## 米原市男女共同参画審議会委員名簿

令和3年8月20日現在

氏名	性別	所属等	委員の構成	委嘱
おざわ しゅうじ 小沢 修司	男	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者	委嘱
うだがわ みちこ 宇田川 美千子	女	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員	委嘱
くろだ よしこ 黒田 嘉子	女	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員	委嘱
つかだ たかこ 塚田 多佳子	女	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員	委嘱
かけひ ひとみ 寛 ひとみ	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者	委嘱
つつみ たつや 堤 辰也	男	米原市人権教育推進協議会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
ふくだ じょうえん 福田 定円	男	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
おおくぼ よしこ 大久保 芳子	女	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
ときた さとし 時田 智史	男	米原市社会福祉協議会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
わたなべ ゆう 渡部 優	女	元青年海外協力隊	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
いしかわ みちこ 石河 美千子	女	元滋賀県男女共同参画センター勤務	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱

### 事務局

人権政策課	部長	宮 川 巖
	課長	吉 田 豊
	課長補佐	西 村 早千子
	教育主幹	松 蔦 恵 俊
	主幹	本 田 忠 光
	主任	橋 本 和 也
米原市男女共同参画センター	所長	鏑 田 恵梨香
<b>■委託業者</b> (株)ジャパンインターナショナル 総合研究所	まちづくり プランナー	庄 司 佳菜絵
	まちづくり プランナー	平 野 詩 織

# 座 席 表

小沢修司会長					
宇田川 美千子委員				石河 美千子副会長	
黒田 嘉子委員				福田 定円委員	
塚田 多佳子委員				大久保 芳子委員	
笥 ひとみ委員				時田 智史委員	
堤 辰也委員				渡部 優委員	
市長 平尾	総務部長 宮川	人権政策課長 吉田	人権政策課 本田	人権政策課 西村	
				(株)ジャパンインターナショナル総合研究所	
人権政策課 橋本	人権政策課(学校教育課 兼務)松島	庄司	平野		

## 審議事項

- (1) 第3次 米原市男女共同参画推進計画に  
おける進行管理について

## 第3次計画の進捗状況（推進計画進行管理）

「第3次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）」では、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指しました。令和元年までの実績値における目標の達成状況は次の通りです。

**基本理念 「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い  
互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す**

目標を達成している項目…◎

数値が改善している項目…○

数値が変化していない、または後退している項目…△

### 基本目標Ⅰ 多様な主体との協働

基本施策	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	評価
I-1 ① I-2 ①	男女共同参画に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	5回 （～H27年度）	8回 （～R2年度）	5回 （H28～R2年度）	△
I-1 ② 【重点】	市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数（年ごと）	4人 （H28.4.1）	15人 （R3.4.1）	3人 （R3.4.1）	△
	女性が代表者または副代表者である団体の割合（滋賀県市町村男女共同参画推進状況一覧表中「滋賀県地域住民自治団体等における女性の参画状況」のうち、「自治会・町内会・区等」の数を除く合計の割合）（年ごと）	9.0% （H28.4.1）	20.0% （R3.4.1）	10.8% （R3.4.1）	△
	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合（市民意識調査）	5.0% （H27）	10.0% （R3）	10.2% （R3）	◎
I-1 ③ 【重点】	防災会議における女性委員の割合（年ごと）	9.1% （H28.4.1）	20.0% （R3.4.1）	7.1% （R2年度）	△
I-1 ④	市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合（市民意識調査）	37.9% （H27）	50.0% （R3）	27.8% （R1）	△
I-2 ①	「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合※（男女共同参画市民意識調査）	28.3% （H27）	20.0% （R3）	52.4% （R2）	△
I-2 ②	育児休業を取得したことがある市役所男性職員数（過去5年間の累計）	2人 （～H27年度）	5人 （～R2年度）	4人 （H28～R2年度）	○
I-3 ① 【重点】	各種審議会委員のうち女性が占める割合（年ごと）	31.4% （H28.4.1）	35.0% （R3.4.1）	34.2% （R3.4.1）	○

基本施策	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	評価
	女性委員のいない審議会等の数（年ごと）	6 （H28.3.31）	0 （R3.3.31）	6 （R3.3.31）	△
	市役所管理職における女性職員の割合（年ごと）	25.0% （H28.4.1）	30.0% （R3.4.1）	19.1% （R3.4.1）	△
	女性人材バンク登録制度への全体登録数（年ごと）	30人 （H28.4.1）	60人 （R3.4.1）	58人 （R3.4.1）	○
	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定事業者数（努力義務である300人以下の市内事業所に限る）（事業所内公正採用選考・人権啓発事業所のみ）（過去5年間の累計）	0社 （～H27年度）	3社 （～R2年度）	8社 （～R2年度）	◎
I-3 ②	女性のエンパワーメント向上に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	3回 （～R2年度）	3回 （H28～R2年度）	◎
I-3 ③	保育料の軽減対象者（保育所・幼稚園・認定こども園）（年ごと）※	6,152人 （H27年度）	2,400人 （R2年度）	2,092人 （R2年度）	△
	待機児童発生数（年ごと）	0人 （H28.4.1）	0人 （R2.4.1）	3人 （R2.10.1）	△
I-4 ①	女性起業支援対象者（過去5年間の累計）	4人 （～H27年度）	10人 （R2年度）	5人 （H28～R2年度）	△
I-4 ②	市役所年次有給休暇の平均取得日数（年ごと）	7.1日 （H27年度）	12日 （R2年度）	10.5日 （R2年度）	○
	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数（過去5年間の累計）	1回 （～H27年度）	5回 （～R2年度）	3回 （H28～R2年度）	○
I-4 ③	人・農地プランを作成した集落数（市民意識調査）	31集落 （H27）	45集落 （R3）	46集落 （R2年度）	○

※「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合について、今回の調査では、前回調査の「「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。」という設問文から、「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担がある」といった考え方に同感しますか。」という設問文に変更となっています。

※保育料の軽減対象者（保育所・幼稚園・認定こども園）（年ごと）について、令和元年10月から幼児教育無償化により3歳児以上の保育料が無償化されたため、令和2年度（目標）の軽減対象者（延べ人数）を2,400人としています。

## 基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重

基本施策	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	評価
Ⅱ-1 ①	乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	29.5% （H27年度）	50.0% （R2年度）	25.1% （R2年度）	△

基本施策	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	評価
	子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.9% （H27年度）	50.0% （R2年度）	20.5% （R2年度）	△
	乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	97.0% （H27年度）	100% （R2年度）	91.3% （R2年度）	△
Ⅱ-1 ②	ニュースポーツ等の出前講座の実施回数（年ごと）	13回 （H27年度）	20回 （R2年度）	1回 （R2年度）	△
Ⅱ-1 ③	「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を行う実施校数（年ごと）	40.0% （H27年度）	50.0% （R2年度）	100.0% （R2年度）	◎
Ⅱ-2 ①	中学校でのデートDV予防教育の実施率（年ごと）	50% （H27年度）	100% （R2年度）	66.7% （R2年度）	○
Ⅱ-2 ② Ⅱ-2 ③	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談の件数（年ごと）	33件 （H27年度）	—	42件 （R2年度）	—
Ⅱ-3 ①	子育て支援センターにおける相談の件数（年ごと）	575件 （H27年度）	—	407件 （R2年度）	—
	ファミリー・サポート・センター会員総数（年ごと）	79人 （H28.4.1）	200人 （R3.4.1）	167人 （R2年度）	○
Ⅱ-3 ②	家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数（過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	5回 （～R2年度）	4回 （H28～R2年度）	○
Ⅱ-4 ①	地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくりを行っている地域（団体）数（市民意識調査）	20地域 （H27）	35地域 （R3）	35地域 （R2）	◎
Ⅱ-4 ②	認知症サポーター養成講座の受講修了者に占める男性の割合（年ごと）	44.8% （H27年度）	50.0% （R2年度）	50.0% （R2年度）	◎

### 基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり

基本施策	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	評価
Ⅲ-1 ①	ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合（過去5年間の累計）	4.6% （～H27年度）	15.0% （～R2年度）	1.7% （H28～R2年度）	△
Ⅲ-1 ②	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（年ごと）	80.0% （H27年度）	100.0% （R2年度）	80.0% （R2年度）	△
Ⅲ-2 ①	日本語教室における外国籍市民参加者数（年ごと）	134人 （H27年度）	200人 （R2年度）	154人 （R2年度）	△
Ⅲ-2 ②	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	3回 （～R2年度）	2回 （R2年度）	○



## 審議事項

### (2) 第4次 米原市男女共同参画推進計画の 策定について

#### ①各種調査の調査結果について

(市民意識調査、自治会意識調査、事業所実態調査)

## 第4次米原市男女共同参画推進計画 策定に係る調査結果まとめ

### 1. 調査概要

	市民アンケート	自治会アンケート	事業所アンケート
調査対象	市内に居住する 16歳以上の男女	市内の自治会	市内に本社・本店・支 店・営業所・事業所を有 する事業所
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
実施期間	令和2年9月25(金) ～10月19日(月)	令和2年9月 ～10月9日(金)	令和2年7月1日(水) ～7月31日(金)
配布数	2,000件	107件	98件
回収数 (回収率)	936件 <u>(46.8%)</u> 男性 384件 女性 541件	98件 <u>(91.6%)</u>	70件 <u>(71.4%)</u>

## 2. アンケート調査結果からみる米原市の課題

### (1) 男女共同参画意識の向上

#### 関連する調査結果

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の考え方について、同感する人が半数以上となっていますが、男女別にみると、女性では半数以下となっており、男女で意識の差が出ています。【問 10】</li><li>◆ 家庭における男女の役割分担について、現状では多くの項目で「主として女性」が多くなっていますが、理想では「男女同じ程度」が多くなっており、現状と理想が一致していない状況です。【問 11】</li><li>◆ 男女共同参画を進めるために、小学校・中学校で必要な取組について、「進路指導は性別に関係なく、個人の能力、個性、希望を大切にする」が7割台後半、「地域や家庭教育などにおいて、男女が同じく家庭に責任を果たすことの大切さを教える」が5割程度と多くなっています。【問 13-1】</li><li>◆ 地域の行事等において、「男女不平等はない」と考える人は、前回調査と比較すると減少しており、役員等に女性が参加しにくく、選ばれにくいという回答が増加していることから、依然として、地域活動における男女の不平等がうかがえます。【問 25】</li><li>◆ 地域の行事等における男女の不平等の原因について、「社会的なしきたりやならわし」「性別によって役割が違うという意識」が多くなっており、地域においても性別役割分担意識が依然として強くあることが分かります。【問 25-1】</li><li>◆ 各分野における男女平等について、前回調査と比較すると、多くの項目で、平等になっていると思う人は減少し、「どちらともいえない」が増加しています。【問 33】</li><li>◆ 男女共同参画に関する言葉の認知度について、米原市男女共同参画推進計画や米原市男女共同参画センターについて内容を知っている人は少なくなっています。【問 38】</li></ul>
---------	--

#### 第3次計画の進捗と今後の課題

- 第3次計画策定時の課題として、地域や家庭における固定的な性別役割分担意識が根強いことが挙げられていました。市民アンケート結果では、家庭において性別役割分担があることに対する考え方についても男女で意識の差が出ており、実際の生活の中でも女性が家事や育児を主に行っている現状があります。
- 地域においても、「男女不平等はない」と考える人は増えておらず、社会的なしきたりやならわし、性別役割分担意識による男女の不平等があり、依然として解消されていない状況がうかがえます。

学校教育や職場等、各分野での男女平等についてもほとんど改善はみられず、家庭、地域、職場等あらゆる場面における性別役割分担意識の解消や意識改革が重要となります。

- 小・中学校で必要な取組としても、地域や家庭における男女共同参画の教育が挙げられており、家庭の仕事について、男女関係なく協力して行うという意識の啓発を子どもの頃から行うことが必要です。

## (2) あらゆる分野における女性の活躍推進

### 関連する調査結果

<p>市民アンケート</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害に備えるために必要なことについて、女性では「備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点を入れる」が多く、5割台後半となっています。【問 24-2】</li> <li>◆女性の働き方について、「子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい」が半数以上で、「子どもができてもずっと働き続けるほうがよい」は2割にとどまっていることから、家事・育児を女性が中心に担っており、仕事との両立が難しい現状がうかがえます。【問 28】</li> <li>◆出産後に離職した女性の離職理由について、「仕事は続けたいが制度や家族の協力の面で育児と仕事の両立が困難だと思ったから」が4割台後半と高くなっています。【問 29】</li> <li>◆女性の活躍が進むとよい分野・立場について、「国会、県議会、市議会等の議員」が最も多くなっています。「自治会などの地域活動のリーダー」では、男性が4割程度、女性が1割台後半となっており、男女で差が出ています。【問 32】</li> </ul>
<p>自治会アンケート</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治会長が女性の自治会は、1自治会のみとなっています。(全107自治会中)</li> <li>◆会計職における女性の割合は7.1%、その他役員における女性の割合は9.1%となっています。【問 3-2,3-3】</li> <li>◆地域の意思決定の場へ女性が参加することについて、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の割合が合わせて9割程度となっています。【問 6】</li> <li>◆女性の自治会長が少ない理由について、「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」「慣例で自治会長を男性としているから」が多くなっています。【問 7】</li> <li>◆自主防災組織の意思決定や取組検討の場への女性の参画について、「参画している」が5割台後半となっています。【問 11】</li> <li>◆重点的に取り組んでいきたいことについて、「安全・安心な暮らしのための防災・減災の取組」「年齢・性別を問わない地域活動への参加」が多くなっています。【問 14】</li> <li>◆市に取り組んでほしいことについて、「他の自治会で行っている行事や取組の紹介」が6割台前半と多くなっています。【問 15】</li> </ul>

事業所アンケート	<p>◆管理職における女性の割合は 12.9%となっています。【問 5】</p> <p>◆女性管理職が少ない（または、いない）理由について、「女性従業員が少ない、またはいない」「管理職になるために必要となる知識や経験を有する女性が少ない、またはいない」が6割以上と多くなっています。【問 6】</p> <p>◆ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は約半数で、前回調査と比較して増加しています。【問 10】</p> <p>◆ポジティブ・アクションの具体的な取組として、性別に関係なく資格取得のための訓練や研修の実施、支援制度の整備、評価基準の明確化等が多く回答されており、その結果、「職場の雰囲気よくなった」「女性従業員の責任感が向上した」という効果につながっています。【問 10-1】</p>
----------	--

### 第3次計画の進捗と今後の課題

- 市民アンケート結果では、女性の働き方について、子どもができて仕事も続けることを望む人が多い一方で、出産後や子育て中は仕事との両立が難しい状況がうかがえます。家庭内での協力や制度の活用によって、女性が望む働き方ができるよう支援することが重要です。
- 第3次計画では、女性の審議会への参画や管理職への登用を重点施策として取り組んできましたが、事業所アンケートにおいて、女性管理職の割合は低くなっています。一方で、ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は前回調査よりも増加しており、研修の実施や評価基準の明確化により、女性従業員の責任感の向上等、意識改革を進めていく必要があります。
- 女性の活躍が進むとよいと思う分野・立場について、「自治会などの地域活動リーダー」が男性では多くなっているものの、女性では少なくなっています。また、女性の自治会長が少ない理由としては、引き受けたがる人がいない、慣例によることなどが挙げられており、あらゆる分野で女性が活躍できるようにするためには、女性のエンパワーメントに関して周知・啓発し、女性自身が積極的に参加しやすい環境づくりが必要です。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 関連する調査結果

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>◆共働きをしている(する)家庭は、前回調査と比較すると増加しています。【問 9】</li><li>◆家庭で介護・看病を女性がすることの多い現状について、「仕方がないと思う」割合が男性で 29.2%、女性で 22.5%と、男性の方が多くなっています。【問 14】</li><li>◆男性が育児休業を取得することについて、前回調査と比較すると、「積極的に取ったほうがよい」と考える割合が増加し、4割程度となっています。【問 16 (1)】</li><li>◆女性が育児休業を取得することについて、「積極的に取ったほうがよい」が6割台後半となっています。【問 16 (2)】</li><li>◆男性が家事・育児・介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「家事・育児・介護などの役割分担を夫婦の間で話し合う」が最も高くなっています。【問 16-1】</li><li>◆普段の生活の中で、最も優先しているものについて、男性は「仕事」が6割程度、女性は「家事」が3割程度と多くなっています。【問 36 (1)】</li><li>◆普段の生活の中で、最も優先したいと希望するものは、男女ともに「家族と過ごす時間」が4割以上と最も多くなっています。【問 36 (2)】</li><li>◆普段の生活の中で優先したいものの「現実」と「希望」が異なっている理由について、「配偶者や家族の理解不足」が特に女性に多い一方で、「職場における残業などの長時間労働」「職場の上司や同僚の理解不足による」が特に男性で多くなっています。【問 36-1】</li><li>◆企業や事業所の取組として大切だと思うことについて、「休業制度(育児休業や介護休業)の拡充」が最も多くなっています。【問 37】</li><li>◆男女共同参画社会の実現に向けて、力を入れていくべきことについて、「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が最も多くなっています。【問 39】</li></ul>
事業所アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>◆女性の継続した就業を困難にしている要因について、「家事・育児・介護等、女性の負担が大きい」が5割程度で最も多くなっています。【問 9】</li><li>◆育児を支援する制度がある事業所は9割以上で、前回調査と比較して増加しています。【問 13】</li><li>◆介護を支援する制度がある事業所は8割台後半で、前回調査と比較して増加しています。【問 14】</li><li>◆ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なことについて、「長時間残業の削減や労働時間の短縮など、働き方の見直し」が5割台前半、「仕事と育児や介護との両立支援など制度の充実を図る」「上司の理解」が3割程度と多くなっています。【問 18】</li></ul>



### 第3次計画の進捗と今後の課題

- ワーク・ライフ・バランスの現状については、男女ともに、普段の生活の中で「家族と過ごす時間」を優先したいという理想がかなえられていないのが現状です。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、家庭や職場での理解促進、長時間労働の改善、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えることが求められています。
- 男性が育児休業を取得することについて、積極的に取ったほうがよいと考える人が増加しており、家事・育児・介護等のケアワークが女性だけの負担とならないよう、積極的な制度利用や役割分担を進めていくことが重要です。
- 育児や介護を支援する制度がある事業所は前回調査よりも増加しています。男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、制度の利用促進等、市内事業所に向けた働きかけを進めていくことが重要です。

#### (4) DV等あらゆる暴力の根絶

##### 関連する調査結果

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>◆DVを受けたことを相談しなかった人は、半数以上となっており、前回調査よりも増加しています。【問 18-1】</li><li>◆DVを受けたことを相談した人の相談先については、家族や友人・知人が多く、警察や公的機関は1割未満と少なくなっています。【問 18-2】</li><li>◆DVやセクシャル・ハラスメントをなくすためには、「被害者のための相談所の整備」が最も多くなっています。【問 20】</li></ul>
事業所アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>◆セクシュアル・ハラスメント防止に向けての取組について、セクハラ防止の規定や相談窓口の設置を実施している事業所は7割以上となっています。【問 11】</li><li>◆パワーハラスメント防止の取組を実施している事業所は7割以上となっています。【問 11】</li><li>◆セクシュアル・ハラスメントが起こった場合、対応として特に難しことについて、「当事者の言い分が食い違う等、事実確認」「プライバシーの保持」が多くなっています。【問 12】</li></ul>

##### 第3次計画の進捗と今後の課題

- DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっており、また、相談した人の相談先は、家族や友人・知人がほとんどとなっています。被害者の支援に向け、利用しやすい専門の相談窓口の充実やDVに関する正しい知識の啓発が重要となっています。
- セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント防止に向けた取組を実施している事業所は7割以上となっており、今後もあらゆる暴力の防止に向け、企業や市民等様々な主体が連携して取組を進める必要があります。

## 審議事項

### (2) 第4次 米原市男女共同参画推進計画の 策定について

#### ②第4次 米原市男女共同参画推進計画の策定 に向けた課題の検討について

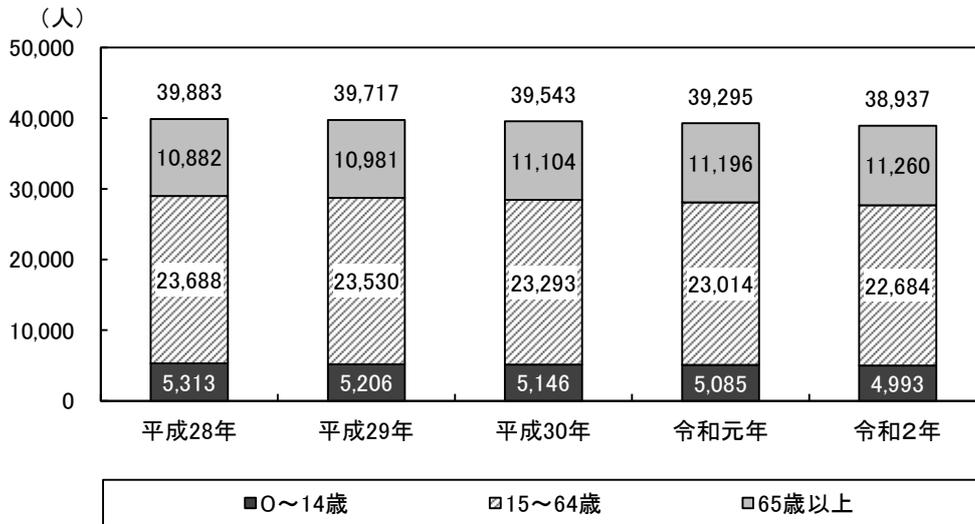
# 統計からみる米原市の現状

## (1) 人口の推移

総人口をみると、年々ゆるやかに減少しており、令和2年では38,937人となっています。

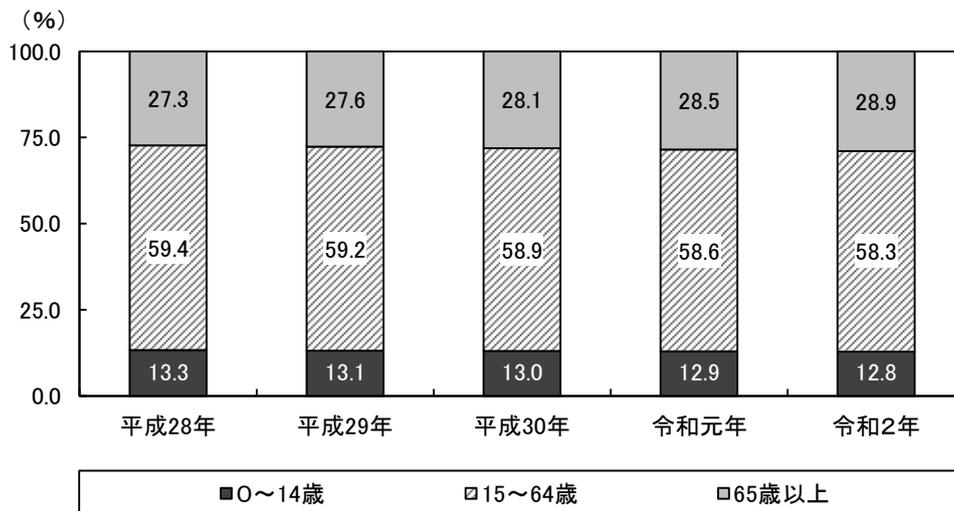
年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の割合が増加する一方、0～14歳、15～64歳の割合が減少しており、令和2年における65歳以上の割合は28.9%となっています。

### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

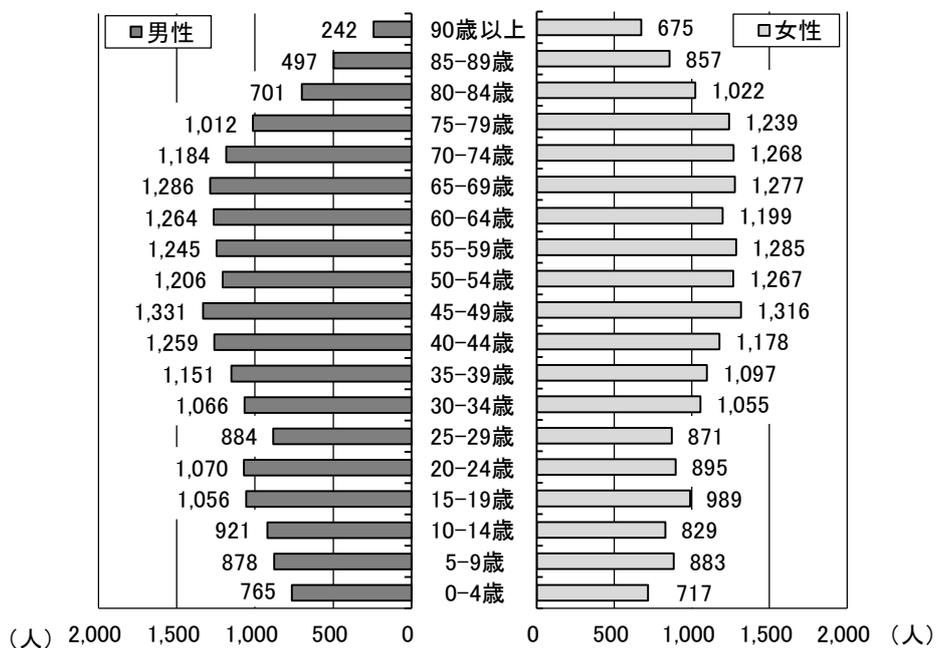
### ■年齢3区分別人口割合の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

5歳階級別人口をみると、男女とも45～49歳がそれぞれ1,331人、1,316人と最も高く、次いで男性は65～69歳が1,286人、女性は55～59歳が1,285人となっています。

■5歳階級別人口(令和2年)

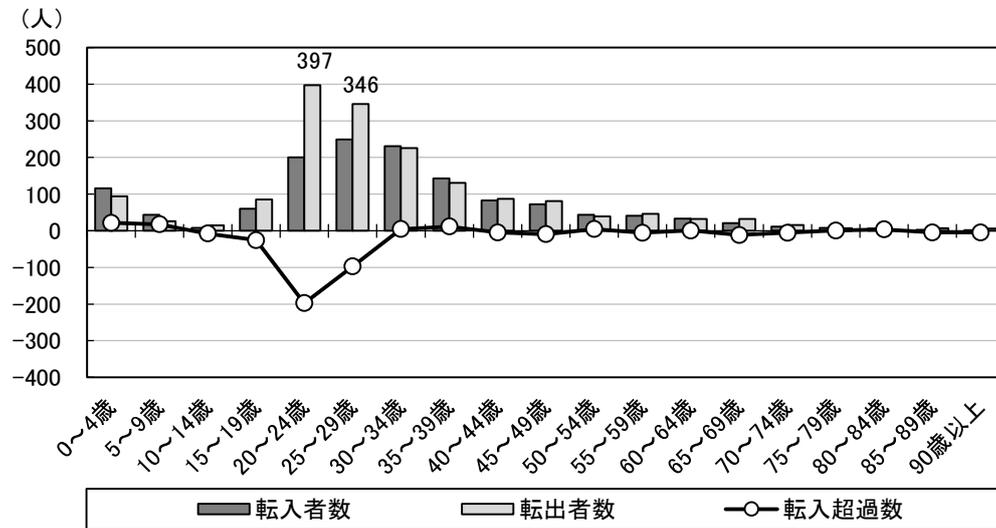


資料:住民基本台帳(1月1日現在)

## (2) 転入・転出の状況

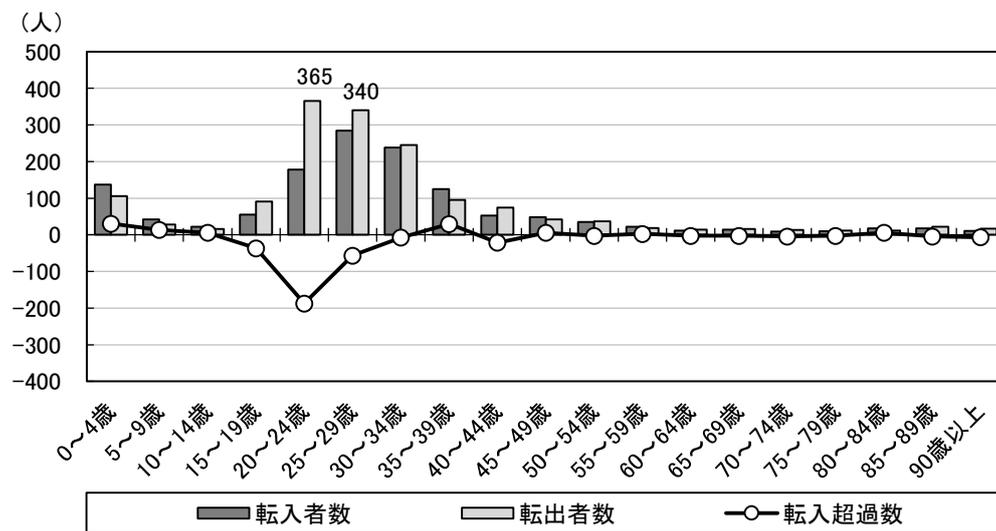
転入・転出の状況を見ると、男性、女性ともに、20歳代前半の転出者が多くなっています。

### ■年齢階級別にみた転入超過数の推移(男性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(2017年～2019年の合計)

### ■年齢階級別にみた転入超過数の推移(女性)

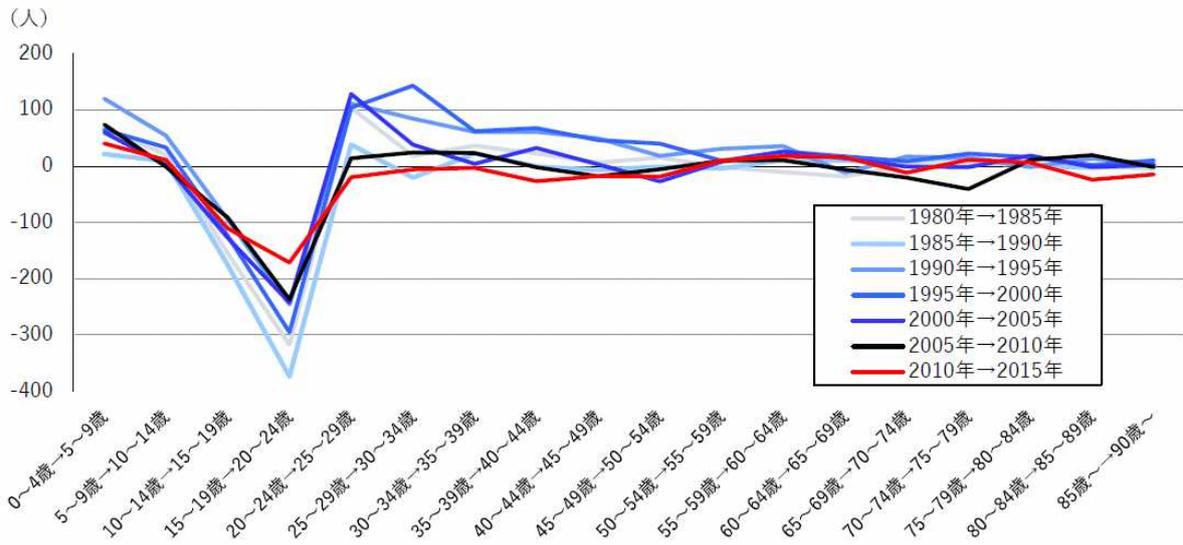


資料:住民基本台帳人口移動報告(2017年～2019年の合計)

## (2) 人口移動の推移

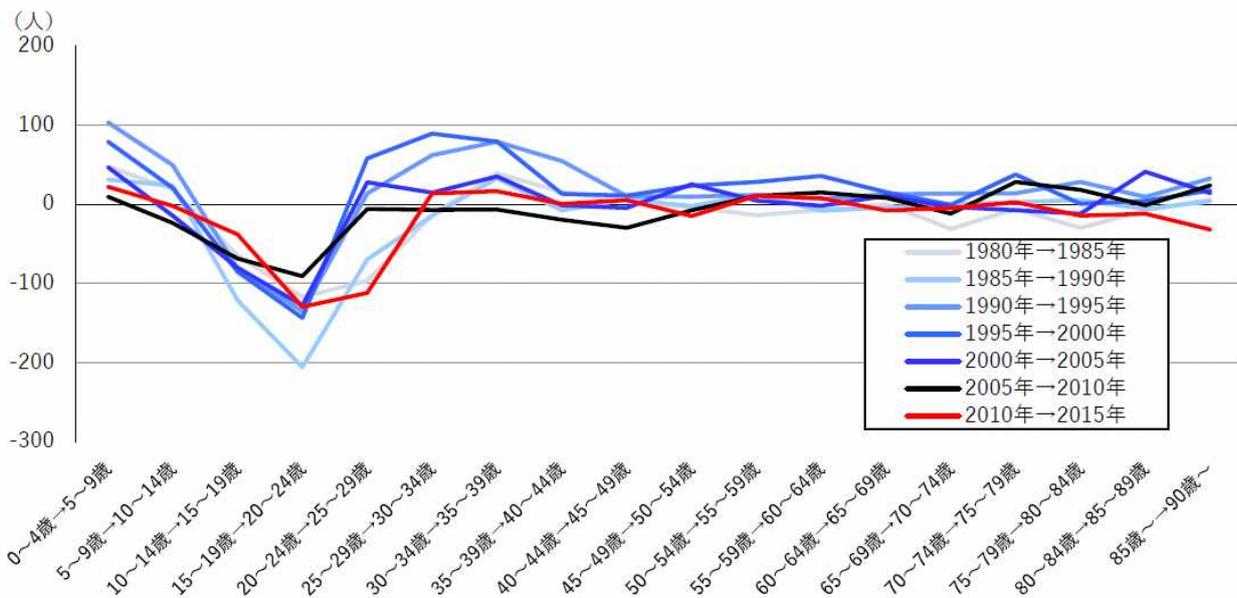
年齢階級別の人口推移をみると、大学進学や就職等で米原市を出た若年層が、20代後半に3分の1程度は、米原市に戻ってきている状況が続いていましたが、2010年→2015年では、転出超過に転じています。男性と比べて女性では、20歳代後半の戻りが大幅に減少しています。

■ 年齢階級別の人口推移(男性)



資料: 米原市人口ビジョン(令和2年3月改定)

■ 年齢階級別の人口推移(女性)

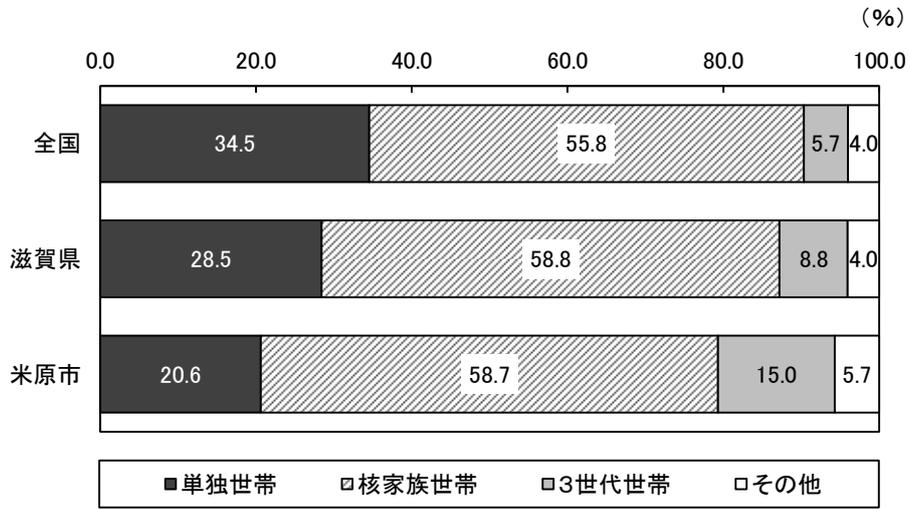


資料: 米原市人口ビジョン(令和2年3月改定)

### (3) 世帯の状況

世帯構成をみると、全国・滋賀県より単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。また、核家族世帯の割合は同程度となっています。

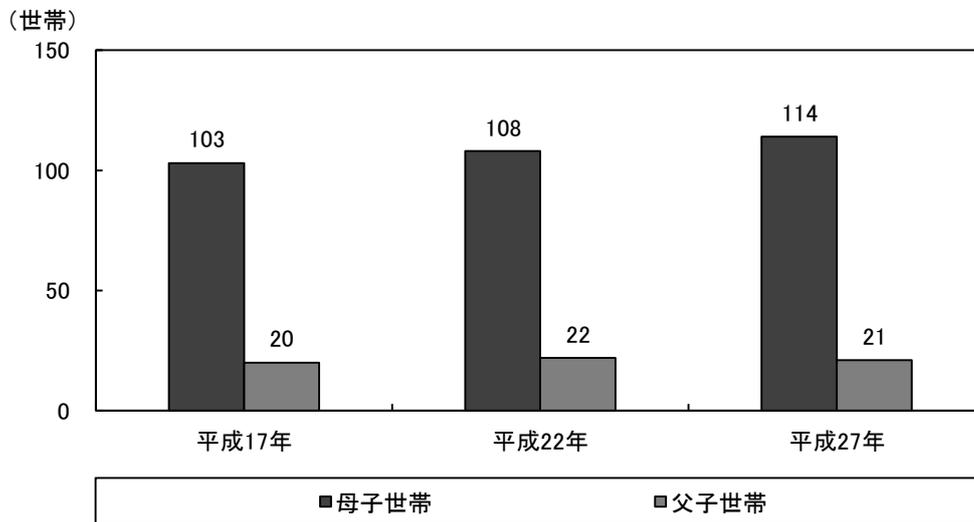
■世帯構成(平成27年)



資料: 国勢調査

ひとり親世帯をみると、母子世帯は増加傾向、父子世帯は横ばいとなっています。

■世帯の家族類型の比較(平成27(2015)年)

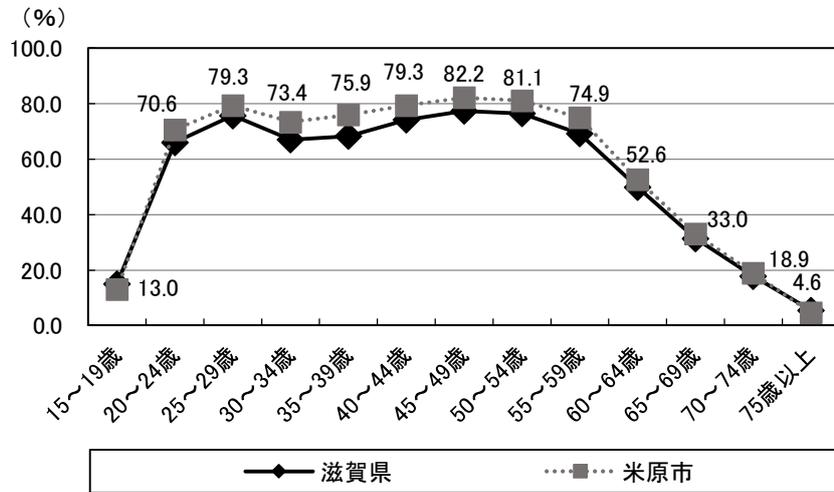


資料: 国勢調査

#### (4) 女性の就業率

女性の5歳階級別就業率をみると、滋賀県の就業率に比べ、20～74歳の各世代で高くなっており、特に30代でその差が大きくなっています。

■女性の5歳階級別就業率(平成27年)

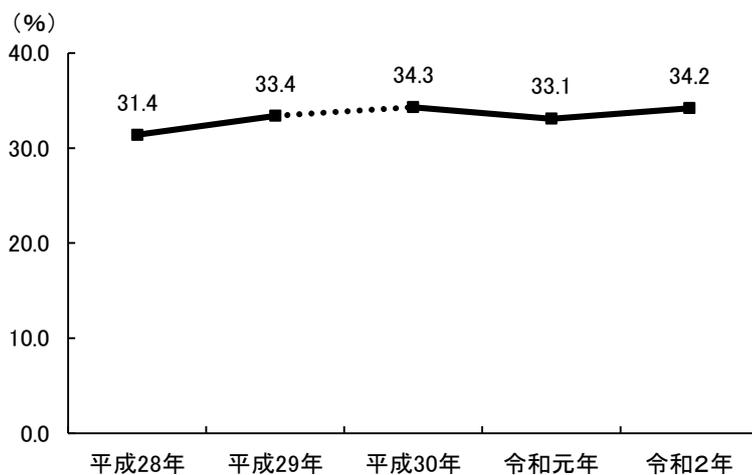


資料: 国勢調査

#### (5) 政策・方針決定の場への女性の参画状況

目標設定に基づく審議会等における女性割合をみると、令和2年において34.2%となっています。また、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性割合をみると、平成30年以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和2年では29.6%となっています。

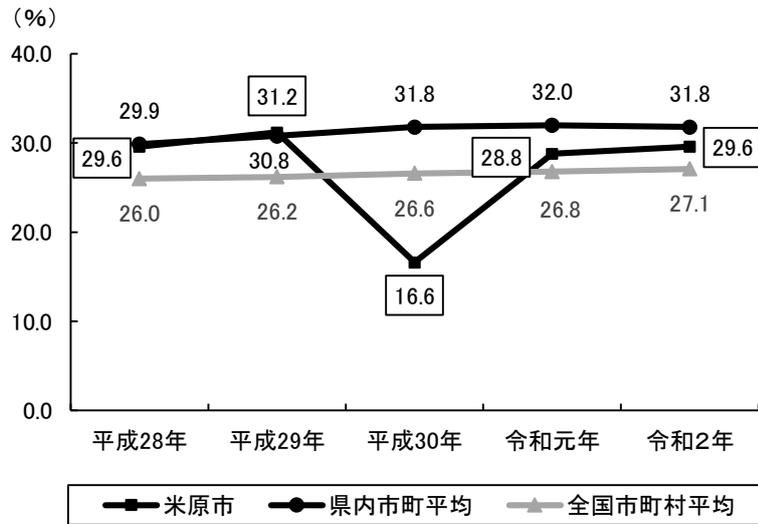
■目標設定に基づく審議会等※における女性割合の推移



資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

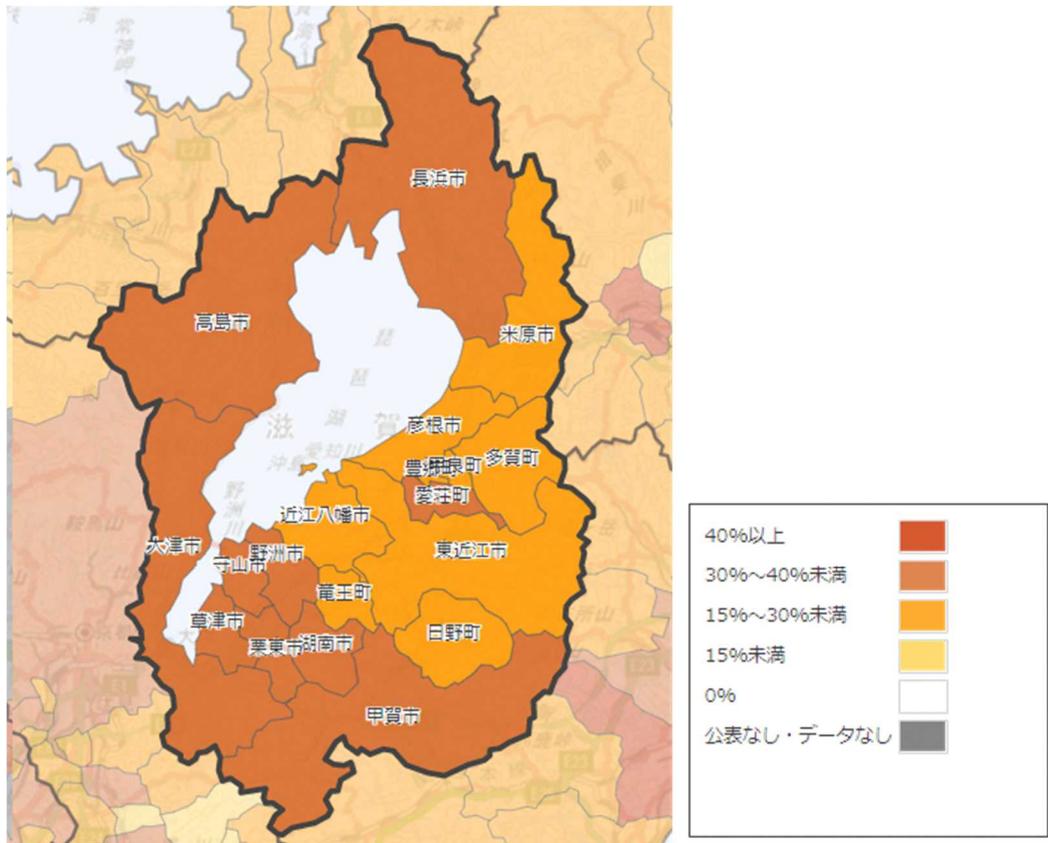
※全ての審議会、委員会、協議会等(平成28～29年)。法律、条例により設置する調停、審査、諮問、調査を行うための合議制の機関。市政運営や諸計画の策定に当たり、市民、有識者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関。市の政策に関する研究や連絡調整、啓発等を目的として設置する機関(平成30年～令和2年)

■地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性割合の推移



資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

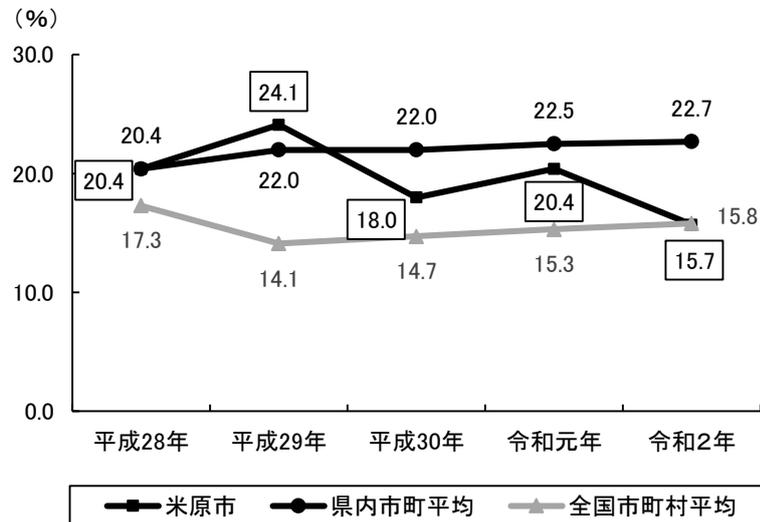
■滋賀県市町の審議会委員に占める女性割合(令和2年度)



資料: 内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

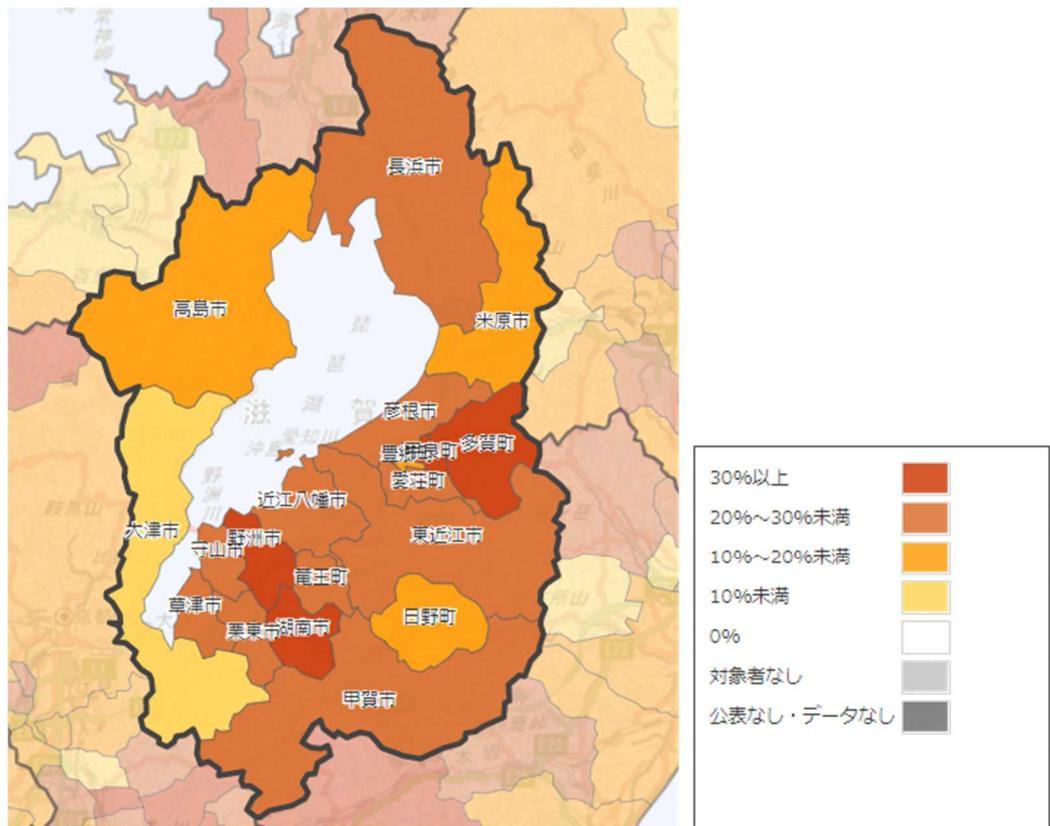
市職員に占める女性管理職（部局長・次長・課長相当職）割合をみると、平成30年以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和2年では全国市町村平均も下回り 15.7%となっています。

■市職員に占める女性管理職割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

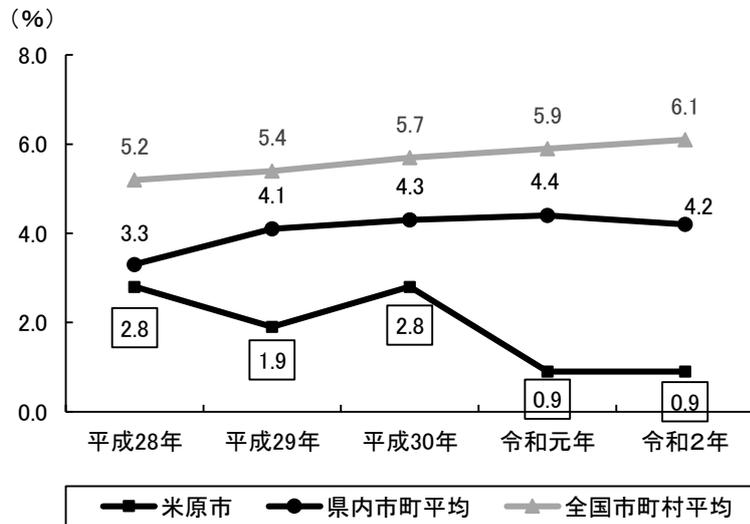
■滋賀県市町の市職員に占める女性管理職割合（令和2年度）



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

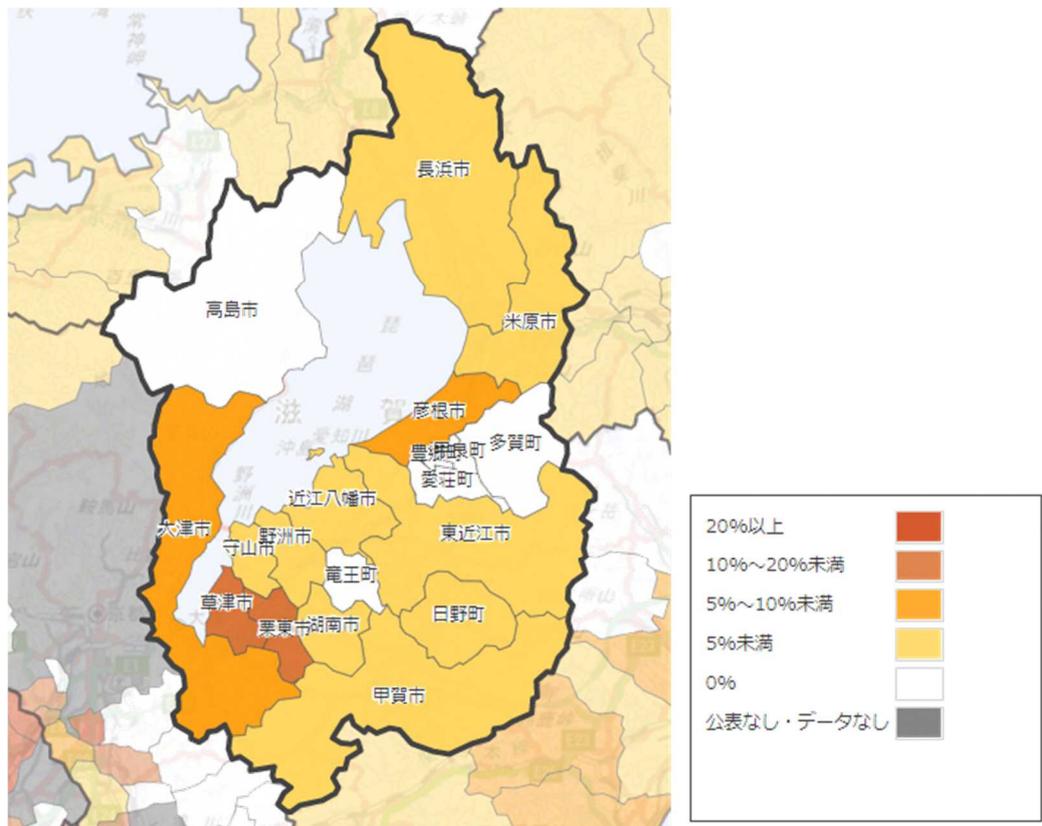
自治会長に占める女性割合をみると、県内市町平均、全国市町村平均を下回って推移しており、令和2年は0.9%となっています。

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

■滋賀県市町の自治会長に占める女性割合(令和2年度)



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

# 第4次米原市男女共同参画推進計画策定の概要

## 1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、

「男女が、社会の対等な構成員として、  
自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に  
参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、  
経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、  
かつ、共に責任を担うべき社会」

(男女共同参画社会基本法第2条)

をいいます。



互いを尊重し、思いやりの心を持ち、  
性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、  
ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会

## 2 男女共同参画をめぐる動き

### (1) 国際的な動向

昭和50(1975)年、国連が開催した国際婦人年世界会議において、今後10年の行動指針を示す「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間を女性の地位向上を目指す**国連婦人の10年**と決定されました。その後、昭和54(1979)年に、「**女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**」(以下、「**女子差別撤廃条約**」という)が採択され、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、適当な措置をとることが求められました。

平成7(1995)年、北京での「**第4回世界女性会議**」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進をめざす「**北京宣言**」及び「**行動綱領**」が採択され、これにより、各国政府は、平成8(1996)年末までに自国の行動計画を開発し終えることが求められました。

「第4回世界女性会議」の10年目にあたる平成17(2005)年には、「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組の継続が求められ、20年目にあたる平成27(2015)年に開催された「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)では、「北京

宣言」及び「行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、具体的な行動をとることが表明されました。

また、平成 27（2015）年には、「**持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の 1 つに、「**ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う**」ことが示されています。

平成 31（2019）年 3 月には「第 5 回国際女性会議 WAW!」「W20（Women20）」が日本において同時に開催され日本及び国際社会が抱える今日的課題について、包括的かつ多角的に議論されました。

#### ■男女共同参画に関する主な国際的な動き

年	出来事
昭和 50（1975）年	国際婦人年世界会議にて、「世界行動計画」採択
昭和 54（1979）年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60（1985）年	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7（1995）年	第 4 回世界女性会議にて、「北京宣言」及び「行動綱領」採択
平成 17（2005）年	「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）
平成 23（2011）年	「UN Women」発足
平成 27（2015）年	「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会） 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
令和元（2019）年	「第 5 回国際女性会議 WAW!」／「W20（Women20）」日本開催

## （2）国の動向

昭和 50（1975）年の国際婦人年を契機に、男女平等に関する国内の法律や制度の整備が進められ、わが国は昭和 60（1985）年に「**女子差別撤廃条約**」を批准しました。平成 11（1999）年には「**男女共同参画社会基本法**」が制定され、翌年にこれに基づく計画として、「**男女共同参画基本計画**」が策定されました。

その後も、関連するさまざまな法制度の整備が進められています。平成 27（2015）年には、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**」（以下、「**女性活躍推進法**」という）が成立し、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や「**事業主行動計画**」の策定・公表等が義務づけられています。令和元年に一部改正され、令和 4 年 4 月から「一般事業主行動計画」の策定義務が、**労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大**され、中小企業でも女性活躍の動きは加速していくことになります。

平成 30（2018）年には、「**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**」が公布・施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定め、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和3（2021）年に世界経済フォーラムにより、各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数（GGI）」が発表されました。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成されたこの指数において、日本の順位は156か国中120位と先進国の中で最低水準となっており、依然として男女間の格差が解消されていないことがわかります。

令和2（2020）年に策定された「**第5次男女共同参画基本計画**」では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指すための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしました。

#### ■男女共同参画に関する主な国の動き

年	出来事
昭和60（1985）年	「女子差別撤廃条約」批准
昭和61（1986）年	「男女雇用機会均等法」施行
平成4（1992）年	「育児休業等に関する法律」施行
平成8（1996）年	「男女共同参画2000年プラン」策定
平成11（1999）年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成12（2000）年	「男女共同参画基本計画」策定
平成13（2001）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という）施行
平成17（2005）年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
平成22（2010）年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成27（2015）年	「女性活躍推進法」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成28（2016）年	「女性の活躍推進のための開発戦略」策定
平成29（2017）年	「育児・介護休業法」改正（育児休業期間の延長） 「刑法」改正（性犯罪の厳罰化等）
平成30（2018）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
平成31・令和元（2019）年	「女性活躍推進法」一部改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化） 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布（DV防止法改正を含む）（一部令和2年施行）
令和2（2020）年	「第5次男女共同参画基本計画」策定 「DV防止法」改正（関係機関としての児童相談所の明確化、適用対象の拡大）
令和3（2021）年	「育児・介護休業法」改正（令和4年施行） （柔軟な育児休業の枠組みの創設等） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 （セクハラ・マタハラ等への対応の追加）

### (3) 県の動向

県では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮しながら、互いに生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会」の実現に向けて、平成13(2001)年12月に「**滋賀県男女共同参画推進条例**」を制定しました。そして、条例に基づく基本的な計画「**滋賀県男女共同参画計画**」により、様々な取組を進めてきました。

平成28(2016)年3月には、「**パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～**」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

令和3(2021)年10月には県を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえ、男女共同参画社会に向けた取組を一層加速させるための計画として、「あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速」「働き方・暮らし方の変革と多様性」を重視すべき視点とした「**パートナーしがプラン 2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)**」を策定する予定となっています。

#### ■男女共同参画に関する主な県の動き

年	出来事
平成10(1998)年	「滋賀県男女共同参画推進計画 パートナーしが2010プラン」策定
平成13(2001)年	「滋賀県男女共同参画推進条例」制定(平成14年施行)
平成15(2003)年	「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～」策定
平成20(2008)年	「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)～」策定
平成23(2011)年	「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」策定
平成28(2016)年	「パートナーしがプラン2020(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」策定
令和3(2021)年	「パートナーしがプラン2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」策定予定

### (4) 市の動向

本市では、平成18(2006)年に制定された「**米原市人権尊重のまちづくり条例**」を踏まえ、平成19(2007)年に「『女(ひと)と男(ひと)がともに認めあい 互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち』を目指す」を基本理念とした「**米原市男女共同参画推進計画(ハートフルプランまいばら21)**」を策定しました。平成24(2012)年には第2次計画を策定し、平成29(2017)年には「地域における男女共同参画の推進」と「女性の活躍推進」を重点施策に位置づけた第3次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な事業に取り組んできました。

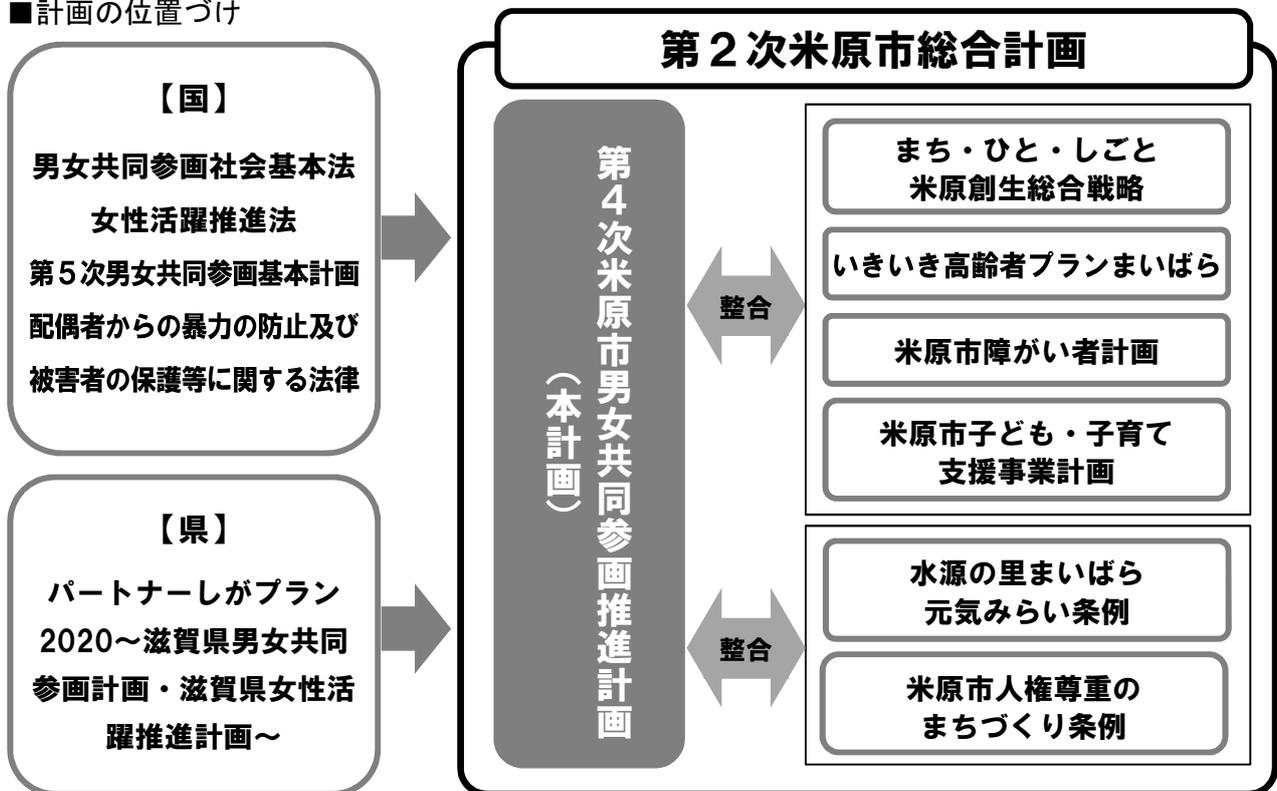
令和3(2021)年度末をもって第3次計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえた第4次計画(本計画)を策定します。

# 3

## 計画の位置づけと期間

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ②本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村推進計画」として位置づけます。
- ③本計画は、「DV防止法」の第2条の3第3項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村基本計画」として位置づけます。
- ④本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を踏まえるとともに、「第2次米原市総合計画」やその他の関連計画・条例との整合を図り策定するものです。

### ■計画の位置づけ



### ■計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
国	第4次	第5次男女共同参画基本計画（令和7年度末）					次期計画
県	現行計画	パートナーしがプラン 2025（令和3年10月策定予定）					
市	【現行計画】第3次	【本計画】第4次米原市男女共同参画推進計画					

# 4

## 第4次計画で取り組むべき内容

### (1) あらゆる分野における女性の活躍促進に向けた取組

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、引き続き指導的地位に占める女性の割合を30%となるよう取組を進めることが示されており、また、女性活躍推進法の改正により、企業等の取組の範囲が広げられるなど、女性の活躍促進に向けたさらなる取組が求められます。

米原市の男女共同参画市民意識調査では、性別役割分担意識が依然として強い傾向にあり、市職員に占める女性管理職や女性の自治会長の割合においても滋賀県内で低くなっています。

また、同調査では、女性の自治会長が少ない理由として、引き受けた人がいないことや慣例で男性となっていることなどが挙げられており、女性が積極的に参加しやすい環境づくりや意識啓発が必要となっています。

### (2) 多様な働き方を含めた就労の場における支援

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、若い女性の大都市圏への転入が増大していることを踏まえ、地方の企業における女性の参画拡大、地方における柔軟な働き方の実現など、地方創生のために地方で女性が活躍できる地域づくりの重要性が示されています。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの導入やオンラインの活用などの働き方が全国的に推奨されたこともあり、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進への機運が高まっていることから、本市においても、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、仕事と生活の調和が図られるよう、より一層支援を進める必要があります。

男女共同参画市民意識調査では、男性の育児休業取得に賛成する人の増加や、育児や介護の休業制度がある事業所の増加がみられるので家事・育児・介護等のケアワークについて家庭での役割分担がより進むよう支援していくことが大切です。

### (3) 男女共同参画の視点に立った困難を抱える人への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規雇用者、特に女性の失業などによる貧困問題が浮き彫りになっており、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響が出ていることがうかがえます。ひとり親家庭への総合的な支援や女性への就労支援等、貧困等生活上の困難を抱える人に対する支援を行うとともに、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

#### **(4) 多様性の尊重、理解・支援**

ひとり親家庭や外国人、性的少数者等、社会的困難を抱えている人は、さらに複合的な困難を抱えることがあります。様々な困難を抱える人がいるということを周知・啓発し、理解を促進することで、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

また、性別や国籍、年齢、障がいの有無などに関わらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な価値観への理解や雇用形態等環境の整備によるダイバーシティ（多様性）の推進が重要となっています。

#### **(5) 女性の視点からの防災に関連する取組**

米原市では、地域での男女の防災活動への参加推進について、重点項目として取組を進めてきましたが、防災会議における女性委員の割合は低くなっています。

男女共同参画市民意識調査では、災害の備えに必要なこととして、備蓄品について女性や支援の必要な人の視点を入れることが多く挙げられており、防災活動への女性の参画を促進するとともに、女性の視点を取り入れた備蓄品や避難所運営の検討・推進を行う必要があります。

#### **(6) DV、暴力の根絶**

国では、DV防止法の改正により、DV被害者の保護対策の強化が進められる中、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅時間の増加やストレスからDVの増加や深刻化が懸念され、きめ細かい対応が必要となっています。

また、令和3年から、入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」として性被害に関する問題を広報啓発することとしており、若年層に対する教育・啓発等の強化に取り組むことも求められます。

男女共同参画市民意識調査は、DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっており、相談しやすい窓口等の充実が重要です。また、パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアル・ハラスメントの防止対策も強化され、事業所や団体とも連携を図り、広く取組を推進していく必要があります。

#### **(7) SDGsの考え方の導入**

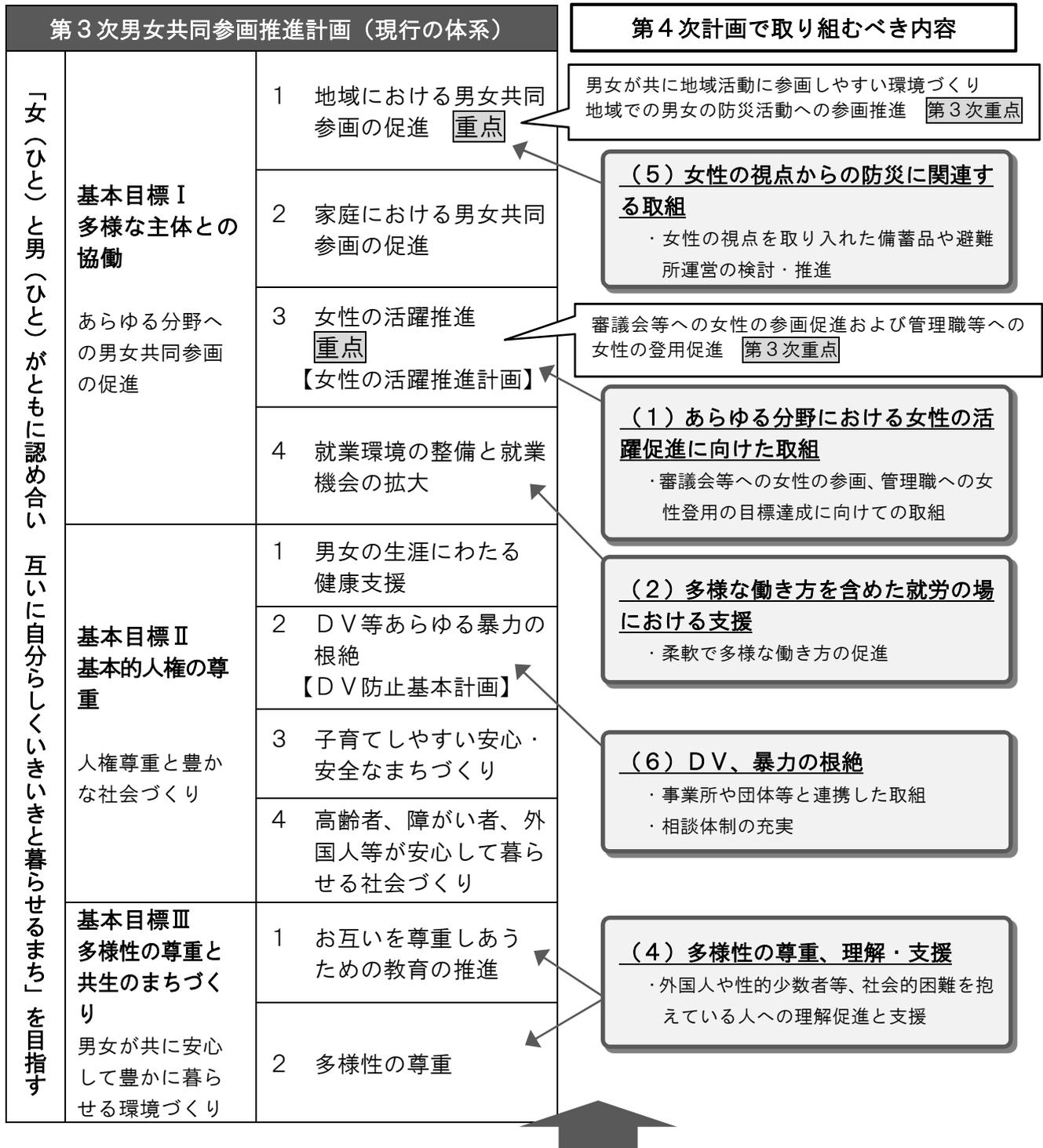
SDGsでは、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、目指すべき社会のひとつとしてSDGsの達成に向けた方向性が新たに示されていることから、計画策定にあたり、SDGsの内容をふまえ連動させていく必要があります。

# 5

## 男女共同参画推進計画体系について

### ■ 施策体系案

今回新しく追加する項目…**新**



#### （7）SDGsの考え方の導入 **新**

男女共同参画推進計画とSDGsの目標との関連性を示します。

#### （3）男女共同参画の視点に立った困難を抱える人への支援 **拡充**

新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した課題や、貧困等困難を抱えている、社会的に弱い立場にある人への支援に取り組みます。

#### ライフステージに沿った啓発

女性の活躍促進や家庭における男女共同参画の促進、多様性の尊重など、それぞれの取組に関して、若年層からの意識付けが必要となるため、引き続きライフステージに沿った啓発に取り組みます。

## 6

## 策定スケジュール

## ■年間スケジュール

	令和3年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>①現状分析・評価検証</b>											
関係資料整理	■	■	■								
関係部署対象調査 (ヒアリング)				■	■	■					
関係団体対象調査			■	■	■						
現行計画検証整理			■	■							
次期計画課題整理				■	■	■					
<b>②施策検討・計画策定</b>											
計画骨子案(計画の 枠組み)の作成・検討				■	■	■					
計画素案(計画全体) の作成・検討					■	■	■	■			
概要版・計画書の 作成・検討								■	■	■	■
庁内調整							■	■			
最終調整										■	■
<b>③各種会議の実施</b>											
パブリックコメント(市民 意見の公募)の実施								■	■		
審議会				①		②			③		④

## ■審議会検討内容(案)

	開催時期	検討内容
第1回	8月20日	国・県の動向、計画の概要、統計データから見る現状
第2回	10月上旬	計画骨子案の検討
第3回	12月下旬	計画素案の検討
第4回	2月中旬	パブリックコメント結果、計画の承認